

○内閣府告示第五百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年八月七日内閣府告示第二百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年十一月十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

二 構造改革特別区域の名称 オホーツク紋別地域外国人研修生受入れ特区

三 構造改革特別区域の範囲 紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第五百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十六日内閣府告示第五百二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年十一月十一日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大垣市
- 二 構造改革特別区域の名称 大垣市地域密着型福祉サービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大垣市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）

○内閣府告示第五百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十日
四日内閣府告示第六百八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年十一月十一日付
けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛媛県喜多郡内子町
- 二 構造改革特別区域の名称 “内子ツーリズム”どぶろく・果実酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛媛県喜多郡内子町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））